

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第25回理事会

平成9年2月

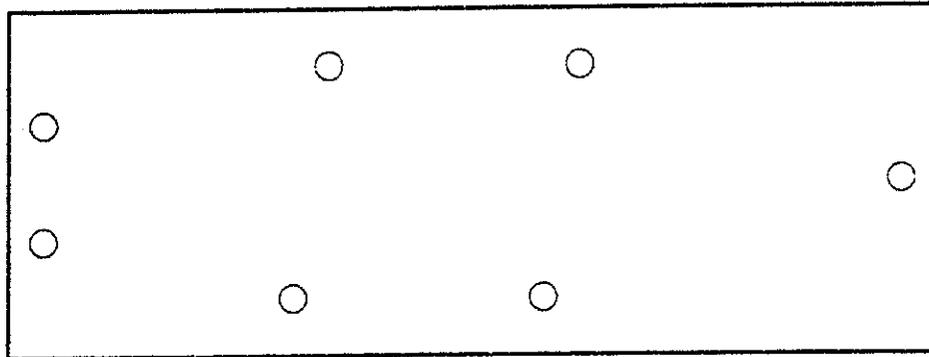
理事会・運営審議会・呼びかけ人合同会合 (平成 9年 2月24日)

外務省 外務省 外務省 梅田課長 横田委員 橋本委員 中嶋委員 高崎委員 高橋先生 和田先生 事務局

衛藤副理事長

原 理事長

有馬副理事長



事務局 松田

事務局 多賀

事務局 原田

事務局 高橋

事務局 間中

榎本理事 金平理事 山口理事 宮崎理事 橋本監事 門司審議官 東審議官 外政審議室 外政審議室 事務局 岡

委任状 = 金田、下村、鷺尾

石原、大鷹

欠 席 = 堀田、和田

○印はマイク

全日空ホテル 凌雲の間 B1

11名

平成9年2月24日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者合同会合・第25回理事会

【報告及び議題】

(1) 評議員会の報告

(2) 各国の状況報告

- ①韓国
- ②台湾
- ③フィリピン

(3) その他

添付資料一覧

三者合同懇談会並びに第25回理事会

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成9年2月24日

- ①評議員会について…1
- ②韓国議員との懇談について…2～3
- ③募金状況…4
- ④基金関連報道記事等…別添

第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 本基金に、次の役員を置く。

理事 9名以上15名以内

監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

(役員を選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長1名、副理事長2名及び専務理事1名を選任する。

(第3項～第7項 略)

(役員職務)

第19条 理事長は、本基金を代表し、その業務を掌理する。

2 副理事長は、本基金を代表し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本基金の常務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本基金の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は内閣総理大臣及び外務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

李信範・国会議員との懇談について

1997年2月24日
アジア女性基金事務局

▼日時、場所… 平成9年2月18日 18:00～20:30、帝国ホテルにて

▼出席者…

李信範（イ・シンボム）新韓国党国会議員、李夫人、通訳牛尾氏
アジア女性基金／中嶋運営審議会委員、横田運営審議会委員、岡事務局員

【李議員プロフィール】

- ・李議員は46歳。現在、新韓国党副スポークスマン。
- ・外務省の中堅指導者招聘計画により、初めて来日。
- ・同議員は、全斗煥政権時代には反政府活動により投獄されたことがあり、その後追放され、米国で暮らした経験を持つ。李夫人も米国で人権運動に関わっていた。挺対協・元代表のイ・ミギョン議員や韓国キリスト教協議会のシン・ヘイスー氏は、夫人と梨花女子大で同窓とのこと。
- ・同議員は、金泳三大統領が野党党首時代以来の側近として、同大統領の信任も厚いと言われている。外務・統一委員会に所属し、「従軍慰安婦」問題にも深い関心を示しており、数回にわたって対政府質問を行っているとのこと。

【懇談要旨】

- ・李議員は、知人である和田呼びかけ人より基金の設立経緯や概要については話を聞いており、自らも関心をもって積極的に情報を収集してきている、と述べたため、基金側からは基本的な説明は省略した。
- ・基金側からは、基金内部にも様々な意見がある中、「高齢の被害者のために今やれること」という一点で基金は一致団結して活動してきたこと、「償い金を受け取る受け取らないは、被害者の意思のみによって決められるべき」との基金の原則について述べた。

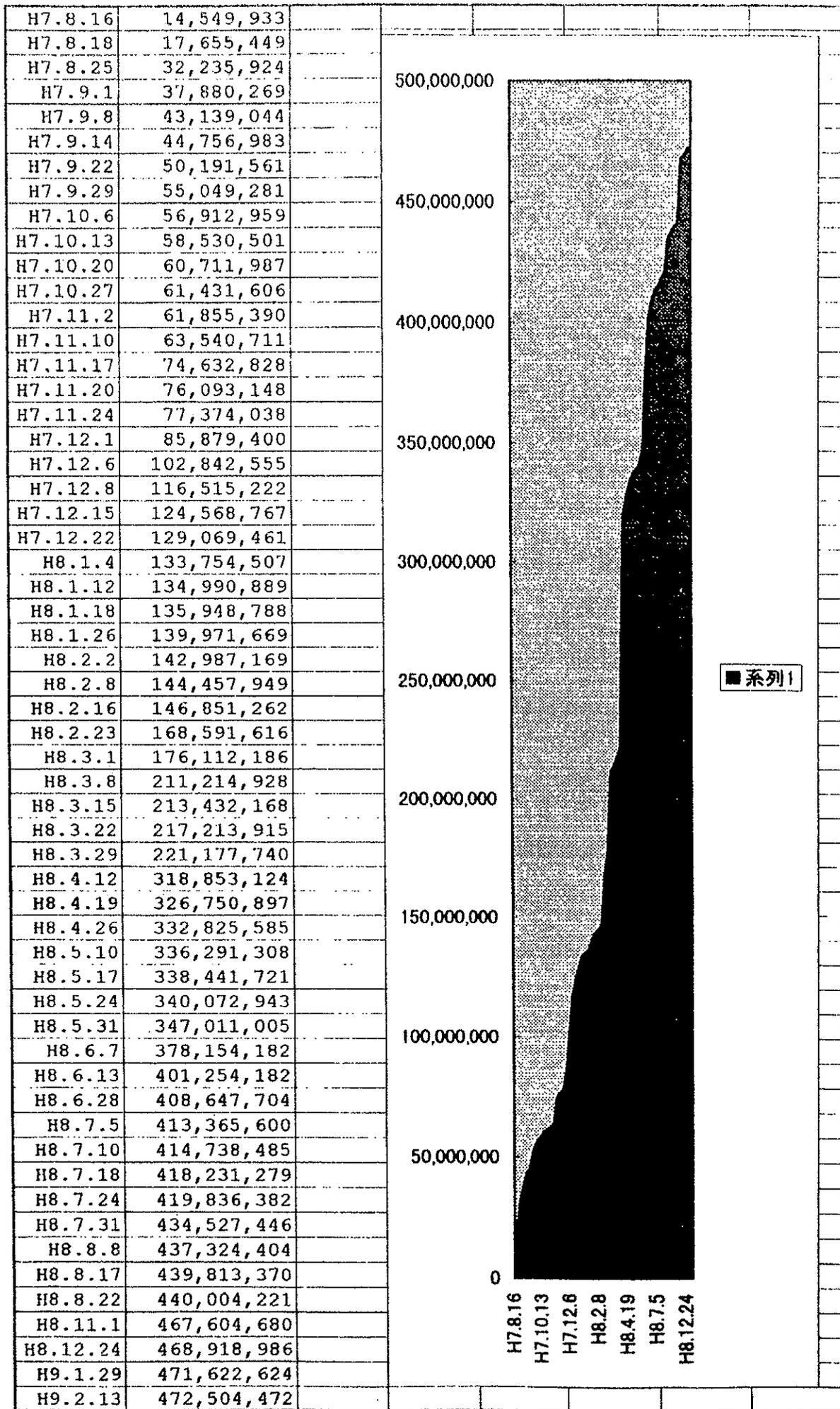
▼以下、李議員の発言要旨

- ・与野党8名の議員から出された「従軍慰安婦」問題関連の請願書について、次回国会の議案となる予定。自分はそのことについての審査委員であり、事前に彼らより話を聞くこととなっている。請願書の内容は、①被害者への支援金、月額25万ウオンから50万ウオンへの増額（※既に決定）、②日本政府の謝罪（日本国会での決議）要求、など。次回国会で議案となっても、現在の韓国政府の路線が大きく変わることはないはずである。
- ・個人的には、政府間の問題にしたくない。大切なのは、被害者本人が納得のいく解決。個人の尊厳の問題。
- ・難しい政治状況の中、何とか事態の改善を試みている基金関係者の苦労はよくわかる。
- ・償い金を受け取った韓国の7名の被害者らが、誹謗、中傷を受けていることは、今日初めて知った。帰国したら調べたい。
- ・▷ドイツの戦後処理について話し——
日本も事実を認めて謝罪をすれば、そこから再出発し、アジアのリーダーとなれると思う。日本の政治家は国際化という点で未だ成熟していないという印象を持つ。

- ・▷中学校教科書に「従軍慰安婦」問題を記述することを決定する過程で、基金としても運動したことを聞いて -----
記述の決定については、高く評価している。
- ・▷基金側より、「日本政府の謝罪を要求する動きが韓国内にあるということは、日本国内閣総理大臣の『お詫びの手紙』が評価/理解されていないということか」と尋ねたところ -----
手紙は読み、村山元首相の談話をふまえた内容と理解した。(この手紙をどう評価するかは、)デリケートな問題。最近米国では、戦時中に「従軍慰安婦」問題等に関わった戦争犯罪者への入国拒否を決定し、米国スポークスマンは、たとえ中曾根元首相であろうと例外扱いにはしない、との発言を行っている。韓国の外務委員会でも同様の措置をとろうとの声が上がっており、複雑な状況にある。また、あの手紙を日本人独特の便法ととる向きもある。
- ・挺身隊については自分が中学生の頃に初めて聞いた。60~70年代の学生運動では声明文に必ずこの問題が入っていたものだ。本来は、朴政権時代に佐藤元首相と協議し、解決しておくべき問題だったと思う。

今後も意見交換の機会を継続することを約束して、懇談を終えた。

以上



戦後補償実現！FAX速報 No.157. 97. 2. 22.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
 電話：03 (3237) 0287 FAX：03 (3237) 0217
 受付料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945「戦後補償ネットワーク」

◆外務省、韓国に日韓条約交渉過程での外交文書の非公開を要請

1965年の国交正常化まで15年に及んだ日韓交渉の外交記録文書を送り、部分公開に踏み切る方針を決めていた韓国外務省に対して、日本の外務省が昨年末、「日韓交渉への影響」などを理由に公開を全面的に差し控えるよう伝えていたことが2月19日、分かった。日本側の要請を受け、韓国側は日韓交渉関連の記録をすべて削除したが、「できるだけ早い時期に部分公開したい」(韓国外務省筋)と日本側に再考を求めている。日韓両国の外務省筋によると、韓国外務省は情報公開法に基づいて、日韓正常化交渉の部分公開を内定、昨年11月、今年の公開リストを日本側に通告した。当時の交渉で最大の懸案だった漁業交渉や賠償請求権、竹島(韓国名・独島)の領有権問題などについては、朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化交渉への配慮や、「国民感情を無用に刺激する」(同)などの理由で当面「全面非公開」の原則は崩せないが、手続き面や実務階級に関する外交文書については漸次公開していく指針を提示した。韓国側が部分公開を内定したのは、日韓交渉関連計約160件の内、7次に渡る日韓会談と予備会談の議事録、植民地時代に日本へ渡った文化財の返還問題、在日韓国人の法的地位関連など約40件。日本も韓国同様、交渉成立後30年を過ぎた文書は原則として公開しているが、韓国側の公開決定に対し、ソウルの日本大使館員を通じ「たとえ一部公開でも、日韓交渉や日韓の信頼関係への影響を強く懸念する」と韓国外務省アジア局の課長レベルに口頭で伝えた。その上で、在日韓国人の法的地位など国際関連の文書公開に法務省が難色を示していることなどを挙げ、慎重に再検討するよう求めた。特に交渉における日本側提出文章については「一切同意しかねる」とのコメントをつけた。(朝2/20)

◆「国民基金」、韓国での医療福祉事業は「アジアとの対話を進める会」を經由

元日本軍「慰安婦」被害者への一時金支給事業を進めている「女性のためのアジア平和国民基金(以下「国民基金」)」が、韓国での政府予算による住宅改善や介護サービスなどの医療・福祉関連事業について、「アジアとの対話を進める会」という任意団体を通じて行う計画を進めていることが明らかになった。同会は昨年末、日本婦人会議や自治労の有志がメンバーとなり結成、東京・東上野に事務所を構えている。「国民基金」の一時金支給に当たっては、被害者の認定とともに医療・福祉事業の受け皿の確保が不可欠だが、韓国では支援団体が「国民基金」に反対する姿勢を鮮明にしており、医療・福祉事業の実施に協力が望める状態ではないため、急きょ設立した「緊急避難」的な受け皿となる。医療・福祉事業は、韓国については一人当たり初年度228万円規模が政府予算で支出されるが、「個人補償はできない」という立場上、直接被害者に現金が渡ることは避けたい政府・外務省と、「国民基金」の一時金200万円に政府予算を合わせた500万円なら受け取る

という被害者の意向とを「国民基金」がやりくりしたものと見られ、外務省は「国民基金」に医療・福祉事業予算を拠出、「国民基金」が「進める会」に事業を委託し、実質的に現金を被害者に渡すという構造のようだ。しかし、こうした実質的な「マネー・ロンダリング」方式に対し、今後追加の声が上がっていくのは必至と思われる。一方、21日付朝日新聞が報じたところでは、韓国の金太智駐日大使は20日、韓国記者団との懇談で、元日本軍「慰安婦」被害者への補償問題について「被害者が受けた苦痛を少しでも和らげるため、日本政府の補償を要求する立場を貫くことも重要だが、被害者が高齢で生存中に問題を解決する必要があるという点も考えて、問題解決を図る必要がある」と述べ、「国民基金」に対してやや緩和的な姿勢を示唆している。

◆「新しい歴史教科書をつくる会」に長野五輪組織委員が賛同、市民団体の抗議で脱会

長野県の東憲法擁護連合(代表委員・清水元衆議院議員ら)など二つの市民団体は18日、「新しい歴史教科書をつくる会」の賛同人に名前を連ねている橋本明・長野冬季五輪組織委員会(NAOC)メディア責任者と北野次登・長野放送社長(賛同時の両者は北野建設会長)に対し、賛同の撤回を申し入れた。橋本氏は「組織の一員としてお騒がせして申しわけない。五輪運動に水をさしてはいけないと思い、取り消す」と賛同を撤回。しかし、「思想信条の自由は憲法で保障されている。戦時中の個人個人の努力などもあり、正しく歴史認識は伝えなければならないという思いはある」としている。また、同連合は「北野社長からも『賛同撤回』の電話連絡があった」と話している。一方、18日には「歴史教科書修正を求める会」(三輪和雄会長)は東京都議会に対し、教科用図書検定規則に基づき、文部大臣が各教科書会社に訂正を申請するよう要望決議を求める請願を提出した。この問題で、文部大臣による訂正を求め、東京都議会に請願が出されたのは初めて。同会では、「『従軍慰安婦』に関する記述は、歴史的事実を歪曲し、自国の歴史を誹謗する歴史観で、記述自体が義務教育段階では不相当」としている。(経2/19)

◆戦後補償法制定に向けて、市民グループが集会を準備

「国民基金」による「慰安婦」問題の解決が事実上不可能になっている中、対案としての戦後補償法の制定運動がテーマになりつつある。すでに「『慰安婦』問題の立法解決を求める会」(代表・荒井信一駿河大学教授)は、各国から国会議員や支援団体を招き、国会議員会館内で集会を重ねながら立法に向けた国会議員の意識啓発を精力的に進めている。また、フィリピンの「慰安婦」支援団体「リラ・ビリビーナ」も毎週日本大使館前で戦後補償法の制定を求めるデモ行進を続けており、韓国の「挺身隊慰問対策協議会」も真相究明・謝罪・賠償・責任者処罰の四項目を原則とした立法の制定を求める運動を開始している。こうした動きを踏まえて、政党レベルでも、今国会会期中に「包括的調査会法設置法案」の上程をめざす動きもある。また、戦後補償法についての議論を深めることを目的とした集会在市民グループにより3月8日に予定されており、同集会の実行委員会が2月25日(火)午後6時半から早稲田草仕園103号室で開かれる。同実行委員会は、戦後補償法制定をめざす市民グループの幅広い参加を呼びかけている。問い合わせ＝同実行委員会03-3237-0217

■＜案内＞韓国・朝鮮人B C級戦犯者国家補償請求裁判控訴審初公判

2月24日(月)午前10時半東京高裁で傍聴券抽選。報告集会午後12時半～1時半、参議院議員会館第5会議室。問い合わせ＝韓国・朝鮮人B C級戦犯を支える会03-3291-8229